

入札監理小委員会  
第167回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第167回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成23年5月24日（火）17:10～18:26

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

#### 1. 事業の評価（案）等について

- 永田町合同庁舎の管理・運營業務（内閣府）

#### 2. 事業の実施要項（案）について

- 防衛省目黒地区施設管理業務（防衛省）

#### 3. 事業の評価（案）等について

- 通訳案内士試験事業（（独）国際観光振興機構）

#### 4. その他

### 3 閉 会

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、稲生専門委員、小松専門委員

（内閣府）

二村大臣官房参事官、大臣官房会計課 市川管理第一係長

（防衛省）

大臣官房企画評価課 今岡防衛部員、技術研究本部艦艇装備研究所 中野総務課長補佐

（（独）国際観光振興機構）

総務部 小堀総務部長、原総務部シニアスペシャリスト、伊東総務グループマネジャー

○樫谷主査 それでは、ただいまから第167回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、内閣府の「永田町合同庁舎の管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）、「防衛省目黒地区施設管理業務」の実施要項（案）、独立行政法人国際観光振興機構の「通訳案内士試験事業」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

はじめに、「永田町合同庁舎の管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

本事業につきましては、平成21年4月から平成24年3月までの3年の契約期間として、民間競争入札により事業を実施しているところでありますけれども、まずは事業の実施状況について、内閣府二村大臣官房参事官より、10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○二村大臣官房参事官 本日はお忙しいところをありがとうございます。

私どもは、永田町合同庁舎、この庁舎でございますけれども、一応3年契約の今2年終わりました、3年目ということで、今年度までということでございます。おおむね、今のところ、特に問題もなく順調に管理はされております。

中身につきましては、市川の方から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○市川管理第一係長 では、御説明させていただきます。

実施状況に関する評価でございますが、平成21年度及び22年度のアンケート結果を説明させていただきますと、入居者の70%以上が、「満足」「ほぼ満足」または「普通」ということで回答をいただいております。その結果から、大きな問題もなく、大きな事故もなく、管理・運営をしていただいておりますので、十分評価ができるのではないかと考えております。

管理・運営状況ですが、2ページ目、3ページ目に、過去21年度、22年度、どのような点検をやり、巡回していただいたかということに記載させていただいております。こちらの方も仕様書どおりにやっておりますし、業者の方から提案等もあった場合には、そちらの方を採用させていただいて、業者の方と打ち合わせをしながら、管理・運營業務をやっております。

4ページになりますが、3番「評価」のところを御説明申し上げます。

21年度の初回アンケートにおいては、事務室内の空気環境及び照度の項目においては51%と、やや低い評価になっていたのですが、これは、建物の老朽化、例えばすきま風があるとか、照明が暗いとか、空調機の効きが悪いとかというような結果のことでパーセンテージが低くなっております。直せるところは、内閣府側の方で直させていただいております。その結果ですが、次年度、次回以降のアンケートについては、「満足」「ほぼ満足」「普通」の評価を70%以上いただいていることとなります。

業務遂行の評価については、管理・運営の不備による事故や設備障害は0件でありました。各業務の相互調整を行い、円滑な管理・運営を行い、入居部局職員等からのクレーム

についても、誠意をもって対応することができていました。必要に応じ、内閣府管理者、私になりますが、報告を上げていただき、私の方から直接この管理人またはその契約会社の山武の方に指示を出したり、直接クレームを言ってきたものに対して対応いたしました。特に大きな問題もございませんでした。

毎日ですが、前日の業務報告書を私あてに提出することになっておりますので、その都度、昨日何があったかというような情報を聞きながら管理・運營業務を行い、緊密な連携をとらせていただきました。円滑に進めることができました。

以上が「評価」になります。

実施した経費につきましては、契約金額が21年～23年で86,100千円、従来経費ですと、3年間の合計、平成17年～19年の合計ですが、1億円強になっております。3年間で比較すると、大体20,000千円の経費の削減が得られました。従来経費の18年と19年と比較すると、約10,000千円ほど下がっているのですが、こちらは、18年度と19年度と入札の結果が、それぞれ個別の合計を合わせると、これだけの金額の差が出ておりますが、実際契約をした21年度から23年度の3で割った1年度の金額によりますと、ほぼ同額となっており、効果的に業務が実施されたと考えております。

5ページ目になりますが、評価をまとめさせていただきますと、入居者の70%以上から、「満足」「ほぼ満足」「普通」の回答が得られていることとなっておりますので、評価ができます。

また、庁舎内の設備の不具合等が出た場合や、入居者からの苦情等があった場合については、内閣府担当者に連絡があり、所要の手続きをとっており、その結果、円滑に対処ができていくということで、評価ができます。

以上のことから、官側が各事業を個別に入札等を行い、各業者に業務を行わせるよりも、民間事業者が庁舎の管理・運営を一括で行う方が経費を削減できること及び入居部局職員への満足度調査においても、特段問題なく運営している状況を踏まえると、次期事業についても、引き続き、民間事業者が本業務を行うことが適切であると考え、民間競争入札に移行すべきと考えております。

以上が、私たちからの報告になります。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、同事業の評価（案）につきまして、内閣府公共サービス改革推進室より、5分程度で御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○公共サービス改革推進室 そうしましたら、「委員限り 資料A-2」という資料をごらんください。こちらは内閣府公共サービス改革推進室の評価（案）でございます。

1ページ目でございますが、事業の概要については、ただいま御説明あったとおりでございますので、割愛させていただきます。

2ページ目でございます。

「受託事業者決定の経緯」でございまして、本業務につきましては、官民競争入札の初

回の事業ということでございまして、入札参加者は、当時6者でございます。そのうち1者が内閣府ということで、入札参加資格を満たしていた状況でございます。

平成21年2月に開札を行ったところ、3者が予定価格の範囲内ということで、実施要項に基づき、入札価格の調整額を加算した上で総合評価点を算出したという状況でございます。

こういった状況を踏まえて、最終的には、民間事業者のうち最も評価点が高い者が落札事業者というところになっているという状況でございます。

それから、事業の実施状況の評価でございますが、3ページ以降に記載しております。

内閣府からも報告がございましたけれども、対象公共サービスの質として設定しております利用者の満足度のアンケート結果をこちらに記載しておりますが、21年度のアンケートで、「事務室内の空気環境および照度」で51%ということで、このみ達していないという状況でございました。

これに対する評価でございますが、4ページ目をごらんください。(イ)に「評価」がございまして、基本的に、この満足度51%以外の目標は、達成目標70%以上を上回っていることを踏まえまして、目標は達成したものと評価できるとしております。

そして、51%のところでございますが、この要因と見られる状況については御案内のとおりですけれども、空調機器の老朽に伴う暖房効率の悪さ等、そういった機器とかたてつけによるものについては、内閣府が、その事業の例えばアンケートや事業者からの報告を踏まえて、必要な修繕を行っているということでございまして、それ以降、70%以上を達成していることは評価できると考えてございます。

それから、イにつきましては、「品質の維持及び安全性の確保」という観点からいきますと、業務停止の発生件数は0件ということで、評価できるとしております。

それから、ウにつきましては、それぞれの各業務における水準につきましては、基本的には、御説明のとおり、適切に業務は実施されているということで、評価できるというふうにしております。とりわけ、清掃及び警備につきましては、それぞれ事業者の執務や会議室の使用状況によって人練りの部分で工夫をいただいたり、巡回についても、節電の観点から、つけっ放しがないかどうかとか、そういった観点からも巡回していただいているということは、そういった工夫については評価できるのではないかとこのようにしております。

それから、「実施経費」でございますけれども、3か年での従来経費ということでございまして。これに比べると、約2,000万の削減ということになってございまして、こちらの方も基本的には効果があったのかなということでまとめております。

最後、4ページの「評価のまとめ」でございます。繰り返しになりますけれども、こういった初の官民競争入札の対象として実施された本事業につきまして、御案内させていただいているとおり、確保されるべき質として設定した満足度とか、経費について、それぞれ初期の目標は達成したということで評価しております。

それから、5ページ目ですが、内閣府の方からも御報告がございましたけれども、次期事業については、こういった包括的に管理・運営業務を一括で行う方が、全体的な効率化につながっていること。それから、本事業の実施状況を踏まえていくと、問題なく遂行されていることから、当方の内閣府の評価としても、民間競争入札を実施することは適当ではないかという考え方でまとめております。

ただ、次期事業につきましては、こういった今回の事業を踏まえて、新たな事業者が引き継いだとしてもできるような形で、十分な情報開示を進めていただくことを評価のまとめとしているという状況でございます。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）につきまして、御意見・御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○稲生専門委員 先ほどの空気環境及び照度に関する満足度の話ですけれども、評価（案）については、ちょっと書き方が気になってまして。A-2の資料の1ページ目の下には、明示的に「業務にあたり確保されるべき質」で、問2から問6において、70%以上の入居者から「満足」等の回答を得られるとなっておりますね。結果としては、70%行ってないと。言い方は悪いのですが、その責任というか、そこはどこかに書かないといけないのではないかという感じがして。

そうすると、4ページの一番上の（イ）「評価」がありまして、ここは、21年度の調査で、「以外の項目は」と、裏から書いているのですが、空気環境及び照度に対する満足度については51%という低い結果になったと。これは、次のパラグラフに書いてある、目標値を下回った要因は空調機器の老朽化に伴う暖房効率の悪さに起因するとか、「等と考えられる」とか、ここを書いてやらないと、外から客観的に見ると、この責任はだれがとるんだという、何か非常にあいまいになってしまっていてね。ここはちょっと書きぶりだけですが、工夫をされた方が、評価（案）のベースでは必要なのではないかなという意見ですね。そうすると、一番最後の4ページから5ページに書けての「評価のまとめ」のところも、「特段問題なく運営している」というところが多分生きてこないのですね。どちらでもいいのですが、4ページの「評価」のところを直すのか、最後のところを直すのか、あるいは両方とも直すのかわかりませんが、そこはちょっと工夫をする必要があるかなと思って聞いておりました。結果的には、勿論、これで結構なんですけれども、中身として実質的なことはですね。

以上でございます。

○樫谷主査 いかがですか。会計課の文章では、今、稲生委員がおっしゃったような、51%だけでも、内容としては、空調機器の老朽化によるものだというようなことが書いてある。これは事業者の責任とは書いてないのですが、事業者の責任によるものではないとい

うようなことをちょっと書いておいてもらった方が、確かに整合性はとれるのかなという気はいたします。51%以外は大丈夫だと。では、51%はどうかという話になってしまうと思うのでね。

○小松専門委員 今のことに関連して、評価方法そのものも、そういうほかの要因が紛れ込んで評価に与えているということになってしまっていますから、少し工夫をされる必要があるのかなと思います。どこに起因して不満が生じているかということを確認にされて、業者の責任の部分は、当然それは評価に入れるべきですけれども、責任によらないというところは除くべきだろうと思います。

○樫谷主査 ありがとうございます。

いずれにしても、アンケートでとるのはいいのですがね。それを評価の対象にするかしないかと、こういうことだと思いますので、工夫をしていただけたらということです。

それから、今から言ってもしょうがないのですが、70%以上にしたというのはどういうことでしたか。要するに、極端に言えば、3割は「不満」とか「やや不満」でもいいということになるわけですね。これは少し後ろめたい部分があって70%にしたのか。こういう状況があるのですね。それはいかがなですかね。

といいますのは、ほとんど9割、悪いのは8割は行っているわけですね。ここだけが極端にそれが出ているのですね。70%にしたというのは、ひょっとしたらいろいろなクレームが出るかもわからんというような思いが少しあって70にしたのか、その辺はいかがでしょうか。

○市川管理第一係長 お答えさせていただきます。

当時の資料を見ると、特に70%に何かこだわったものというのはないのですが、普通、ほかのアンケート結果を比べて、どこの数字が一番妥当かというところで、60では低いし、65でも低いし、80では高いしというような観点から、大体平均的に70ぐらいがちょうどいいのではないかとということ。実際に、この結果を見れば、当然90%ぐらいの結果にもなっているのですが、ここまで高い評価が出るとは当然こちらも思っておりませんでしたので、この結果にはちょっと驚いてはいるのですが、ちょうどいい妥当な数字が70であろうというようなところで設定をさせていただいているということになります。

○樫谷主査 これは理屈の話で申しわけないのですが、例えば70でいいとなったら、70の品質を守ればいいわけですね。そうすると、90はある意味では過剰品質で、コストをかけ過ぎているのではないかと。もっと安くできるのではないかみたいな、これはへ理屈ですけど、そういう可能性もあるので、目標値ももう少し、例えばきめ細やかに、この部分は70だけれども、この部分は80にするとか85にするとか、あんまり高くしてもよくないと思いますけれども、その辺もちょっと今後工夫をしていただければ。こういう実績を踏まえてやっていただければいいのかなと、こういうふうには思います。

それから、実施経費ですが、これは3年間で比較していただいている、そうでしょうねということなんです、平成19年度の入札結果と比べると、数十万円多いことになる、

これを3倍すると200万ぐらいに経費が少しアップしているのですが、それについては特に触れてはいないのですが、会計課の方は触れていましたか。

○市川管理第一係長 会計課の評価としては、平成19年度実績の単年度で比較した場合には、ほぼ同格ということで書かさせていただいております。結果を申し上げますと、平成19年度のそれぞれの入札の結果が、一つの事業で、例えばこの守衛さん、警備業務などは前年度に比べて700万円安く落札をされておりました。そういった観点で、それぞれの入札の結果の合計がたまたまこの19年度は低い実績になっておりましたので、比較する材料としては、それが妥当かどうかと言われてしまいますと、なかなかお答えにくいところもあるのですが、平均して見たところ、3年契約させていただいておりますので、比較は3年間ということとさせていただきます。

○樫谷主査 ということですね。これは合理的だと。

○市川管理第一係長 はい。

○樫谷主査 内閣府も合理的と判断したということですよ。

○事務局 はい。

○樫谷主査 わかりました。ありがとうございます。

よろしいですか。

それでは、時間となりましたので、「永田町合同庁舎の管理・運營業務」の事業の評価(案)等に関する審議は、これまでとさせていただきます。

○公共サービス改革推進室 稲生先生から御指摘いただいた件に関しても、ちょっと補強してもよろしいでしょうか。

○樫谷主査 はい。

○公共サービス改革推進室 そうしましたら、今、稲生先生から、51%の記述ぶりについては、事実は事実として記載して、それに関しての要因はこうですという形の記載ぶりに、内閣府公共サービス改革推進室の評価(案)の4ページを中心に記載を改めさせていただければと思います。

それから、もう一点、次期事業のアンケートのとり方について、事業者の責任かどうかという意味では、評価の項目をもう少し細かく設定できないかどうかについても、最後のまとめのところに、次期事業のアンケートの評価項目の設定についてもちょっと検討が必要ですよというような表現で入れさせていただければどうかと思っておりますので、また、改めて。

○樫谷主査 そうですね。

あと、70%についても、もう少しきめ細やかにやっていただいた方が。今まで出てなかったですけども、これが出ましたので、それを踏まえて、許容できる範囲内ということと、もう少しきめ細やかにやっていただくのも一つの方法かなと思いますので。

○小松専門委員 この点に関して、専門の立場から一言だけ申し上げておくと、感覚的なものがありますね。暑いとか寒いとか、こういうのは人によって結構ばらつくのですよ。

ですから、これを項目に上げてしまうと、達成が非常に難しくなります。これは我々の方の学問分野でははっきり示されておりまして、このところのハードルは上げない方がいいのですけれども、単純にイエスかノーかというような話だと、割に高いところに設定してもいいのかなと思いますので、項目によって、その許容の度合いを考えておかれた方がよろしいかと思えます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、御検討をよろしくお願ひしたいと思えます。

事務局からは、その確認でよろしいですね。

それでは、内閣府の公共サービス改革推進室におかれましては、本日の審議を踏まえて、本評価（案）を若干修正したことについて、内閣府大臣官房とさらに協議を行っていただき、その結果を当小委員会まで御報告いただくようお願いしたいと思えます。

また、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等につきましては、私に一任いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 よろしくお願ひします。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しましては、今後、私の方で調整を進めさせていただきたいと思えます。

本日はありがとうございます。

（内閣府退席、防衛省入室）

○樫谷主査 続きまして、「防衛省目黒地区施設管理業務」の実施要項（案）の審議を行います。

「防衛省目黒地区施設管理業務」の実施要項につきましては、既に議了し、民間競争入札を実施して、その結果につきまして、今年3月の第162回入札監理小委員会の書面審議において、報告を受けたところでございますけれども、このたび、実施要項を変更する必要が生じたため、改めて審議を行うことといたしました。

本日は、防衛省大臣官房企画評価課今岡防衛部員に御出席いただいておりますので、実施要項を変更する必要が生じた経緯や変更点につきまして、15分程度で御説明いただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○今岡防衛部員 防衛省大臣官房企画評価課今岡です。

昨年度、施設管理業務の包括化に係ります民間競争入札を都内4地区で行ったところ、目黒地区のみ不調という結果になりまして、再公告の手續が必要となりました。入札終了以後、これまでの間、入札参加者などへのヒアリング等々を行いまして、その結果を踏まえ実施要項の見直しを行ってきたところでございます。

現在、目黒地区につきましては、入札が不調に終わったことに伴いまして、今年の4月～9月までの間、暫定的な形ではありますが、業務ごとの契約を結びまして、現状の施設管理に支障を来さないよう対処をしているところでございますが、今後の官民競争入札等

監理委員会等の審議を経まして、10月より円滑に業務が移行できるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今回の実施要項の見直しの詳細につきましては、艦艇装備研究所の中野から説明をさせていただきます。

○中野総務課課長補佐 防衛省技術研究本部艦艇装備研究所の中野です。

ただいまから、防衛省目黒地区における施設管理業務の包括化の入札結果及び再度入札公告に向けた見直しについて、入札の結果、不落要因の分析、不落要因、再公告に向けた対応策の順で御説明させていただきます。

それでは、席上配布資料「目黒地区における施設管理業務の包括化について」の1ページをごらんください。

はじめに、入札結果ですが、これにつきましては、本年3月18日に御報告させていただいておりますが、いま一度説明させていただきます。

本件に係る入札公告を、昨年11月18日に行うとともに、21者の参加を得て、12月2日に入札説明会を終日にわたり行いました。現地説明会については、12者の参加を得て、12月7日に、これも終日にわたり行っております。企画書等の提出期限である本年1月11日までに、2共同企業体から提出がありました。契約審査会を2月3日に実施し、2共同企業体から提出された企画書について、審査の結果、2共同企業体とも合格と判定しました。2月10日に開札の結果、いずれの共同企業体も、当方で設定した予定価格の範囲内達しなかったことから、引き続き再度の入札を3回実施しましたが、残念ながら予定価格の範囲に達せず、不落となりました。

続きまして、席上配布資料2ページをごらんください。

次に「不落要因の分析」について御説明させていただきます。

入札不落の結果を受けて、不落要因の分析のため、次に述べます面談、比較等を実施しました。まず、入札参加者へのヒアリングとして、入札に参加した2共同企業体へ依頼し、1共同企業体からの協力が得られ、面談、電話等による聞き取りを実施しました。

面談については、都合3回。これは初回のみ面談をお願いしたのですが、以後、電話での聞き取りをお願いしたところ、先方から直接当方まで出向いて説明をしたいとのことで、合計3回の面談を行っております。なお、電話での聞き取りは複数回行っております。

聞き取りの内容は、都合4回の入札を実施したことから、当初の入札金額及び最終の入札金額の仕様書ごとの金額の内訳及び入札金額の減額の考え方などについて聞き取るとともに、仕様書の記載内容等について理解しづらいところはなかったか。また、十条地区の入札にも参加していることから、十条地区との違いについて聞き取りを行っております。

入札説明参加者へのヒアリングは、入札自体には参加しませんでした。入札説明会に参加し、また、防衛省の他の地区の入札に参加した大手企業1社から、目黒地区と他の地区との違い、仕様書の記載内容等の聞き取りを行いました。

防衛省の他の地区との比較としましては、十条地区との仕様書の違いについて比較を行

いました。これは、市ヶ谷地区については、目黒地区と比較して規模が10倍以上となること、また、三宿地区につきましては、自衛隊中央病院の施設設備がメインとなることから、比較対象からは外しております。

続きまして、席上配布資料3ページをごらんください。

ヒアリング等の結果から、不落要因は次のとおりと判断しました。

従前の目黒地区における施設管理等の各種委託業務は、留学生会館の管理人、守衛業務の警備員などの一部の業務を除き、ほとんどの業務において、基本的に常駐者を配置する必要はありませんでしたが、今回の施設管理業務についてのヒアリング企業からの聞き取りによると、統括管理責任者、副統括管理責任者については、常駐者であり、かつ専任者として必要な経費が見積もられていましたが、予算上の措置はとられておりませんでした。

また、目黒地区の特性としては、大きく研究所地区と学校地区とに区分され、特に研究所地区にある各種研究施設については、個別研究目的に応じた施設整備であり、研究施設ごとに、建設年次、施設・設備の規模も大きく異なっているところがございます。建設年次、施設・設備の規模が大きく異なることから、一般庁舎の施設管理業務のように、汎用的な共通仕様書の設定・作成は困難でございます。これまでにおいても、各施設・設備に合わせた個別の仕様書を作成の上、個別に施設管理業務の契約を実施してきたところであり、これに関係する目黒地区の契約担当機関は、研究所地区が防衛研究所、技術研究本部の艦艇装備研究所、電子装備研究所及び先進技術推進センターの4機関、学校地区が、航空自衛隊幹部学校の計4機関でございます。なお、今回の施設管理業務におきましても、目黒地区として統一された仕様書の作成ができなかったことから、ヒアリング企業との聞き取りにおいて、見積は個別の仕様書ごととなり、目黒地区全体としての業務を効率化した見積とならないことから、割高とならざるを得ないと言われております。

設備の異なる1例として、空調設備の例でございますが、製造会社等が異なることを確認いただきたいと思っております。資料のB-3別冊仕様書の次のページをごらんください。紫色のインデックス1番、152ページ黄色のマーカー箇所、同じく、紫色のインデックス2番、157ページ黄色のマーカー箇所、同じく、紫色のインデックス3番、236ページ黄色のマーカー箇所が1例でございます。

次に、個別仕様書の1例として、仕様書番号7の「空調設備等の点検整備」があります。別冊仕様書をごらんください。黄色のインデックス1番、149ページが技本地区、同じく黄色のインデックス2番、197ページが学校地区、同じく黄色のインデックス3番、235ページが防研地区と、地区ごとの個別仕様書となっております。

また、各仕様書において、装置等の製造メーカー、規格、構成数量、実施回数などの記載に不明確な点があることから、ヒアリング企業からの聞き取りにおいて、安全係数及び危険部を含めた割高の見積にならざるを得ないと言われております。製造メーカーの例として、別冊仕様書をごらんください。青色のインデックス4番、157ページ、表10の赤字部分です。次ページ159ページのオレンジ色のインデックス1番、表11の赤字部分です。

各々製造メーカー等が確認できるよう明記しました。

最後に、席上配布資料4ページをごらんください。

不落要因等を踏まえ、再公告に向け次の対応をとります。

はじめに、実施要項本文の見直しとして、統括管理責任者、副統括管理責任者の配置の見直しを行いました。具体的には、統括管理責任者、副統括管理責任者を廃止するとともに、施設管理業務のための常駐者及び専任者を置かずに、受注企業の業務管理として実施できるものとししました。詳細については、実施要項青色のインデックス2番、5ページをごらんください。(4)「業務管理について」としまして、「民間事業者又は共同体で参加する場合の代表企業は、次の業務管理を行うこと。」とし、受注企業が実施できるものとして定義しました。①「各業務の履行状況を把握するとともに、各業務の責任者からの報告書、その他の関係書類の提出や業務の重要事項に関することを、施設管理責任者及び支出負担行為担当官に提出する。」これは、上の見え消し部分②と④に対応します。見え消し部分②では「各業務の履行状況を常に把握し」と、「常に」と記載されていることから、常時常駐と誤解される可能性があることから、「常に」の記載を削除しました。

②「施設管理責任者及び支出負担行為担当官等からの指示を受け、各業務の責任者を通じて速やかに実施させること」これは、上の見え消し部分③に対応します。

③「本業務管理のために専属の常駐者を置く必要はなく、各業務の責任者との兼務を妨げるものではない。」と、常駐者及び専任者を置く必要のないことを明記しました。

なお、本件についてヒアリング企業へ確認のところ、民間で通常行っている内容であり、問題はないとの回答を得ているところでございます。

次に、実施要項、青色のインデックス1番、3ページをごらんください。業務内容の精査を行った結果、一部業務の廃止としまして、4)の赤色の見え消しの洗浄装置の保守を官が実施することとし、とりやめました。

続きまして、実施要項、青色のインデックス3番、15ページの上段(3)をごらんください。今回が再度の公告による入札であることから、前回の実施要項記載の「再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または、業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合には、防衛省は入札によらない方法により当該業務を実施することとし」に則り、業務の実施に必要な期間を確保するため、予決令第99条の2による随意契約とすることを明示しました。

次に、別冊仕様書の見直しを行いました。ヒアリング及び他地区等の比較から判明した仕様書の記載内容に不明確な点があることから、割高の見積にならざるを得ないとのことへの対応として、仕様書記載内容の明確化を行いました。まず、地区内の同種の業務全体の内容が把握できるとともに、効率化への期待ができ、かつ、作業項目を明示した表を作成し、仕様書に添付しました。1例として、別冊仕様書、青色のインデックス6番、239ページをごらんください。本表が作業項目を明示したものの例でございます。

次に、明記されていなかった装置等の製造メーカー、規格、構成数量等を明記しました。

やはり1例として、別冊仕様書、青色のインデックス4番、157ページ、表10の赤字で記載した箇所をごらんください。

さらに、不明確だった役務実施時期、回数等の記載内容を明確化しました。1例として、別冊仕様書、青色のインデックス5番、199ページ2行目の黄色のマーカー部分でございます。

以上が、再度入札公告に向けた見直し及び対応です。

これもちまして、防衛省目黒地区における施設管理業務の包括化の入札結果及び再度入札公告に向けた見直しの説明を終わらせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御意見・御質問を御発言いただきたいと思います。かなり専門的になりますので、小松委員何かございますか。

○小松専門委員 当初、3つの地区というか、もともと管理されている部署が違うということで、仕様がばらばらだったというようなお話で、なかなか割高になるという御説明だったと思うのですが、今回見直しをされて、その辺の整合性みたいなのは図られていると理解してよろしいでしょうか。

○中野総務課課長補佐 そのために、実施単位がわかる、先ほど御説明しました表を作成して、仕様書に添付した上で、一覧でわかるような形をとらせていただいております。

○小松専門委員 それで、よくある話ですけど、組織が違うとやり方が違うというのは、どこの組織でもあるのですけれど。例えば点検の回数とか細かいところが、Aというところでは年に4回やれと言って、Bというところは年に2回でよろしいというような違いみたいなものがあるのか、ないのか。あるいは、その辺の整合性みたいなものもきちっと今回調整をされたのか、その辺はいかがでしょうか。

○中野総務課課長補佐 委員御質問のとおり、確かにそういう仕様書の中身がございました。ところが、各地区、研究所地区は研究所地区、学校地区は学校地区の中で、儀礼とかそういうのはございます。あとは、例えばエアコンとか、掃除につきましても、儀礼的な面があるので、ちょっと回数を多くするとかということがございまして、完全な統一はとれませんでした。しかしながら、中身の仕事が受注される業者さんによくわかりやすいようにという意味で項目表を付けておりますので、そういう面では、前回よりかなり理解が得られるものと思っております。

○小松専門委員 はい、わかりました。

○樫谷主査 稲生委員、何か。

○稲生専門委員 今回、統括管理責任者等の配置の見直しということで、廃止なされたということで、それ自体は、民間さんからすると、人を専属で置かなくてもいいという意味ではメリットがあるのですが、実施要項の5ページで、必要な赤いところの修正がかかってございまして、ちょっと気になっておりますのが、残った部分で読むと、5ページの(4)

が、代表企業が次の業務管理を行うと、こうなっております。どういう業務をするのかなということで読むと、①では履行状況の把握と。それから、責任者から上がってきた報告書、あるいは業務の重要事項に関することを、これは多分防衛省さんだと思うのですが、施設管理責任者に報告・提出するとありまして。つまり、統括管理で責任を果たす者が、今度はそういう意味ではいらっしゃらなくて、単なる「把握する」とか、「報告する」とかという、そういう業務だけを行う方というか代表企業が責任をとるという形になると、従来のいわゆる統括業務責任者、窓口、一人のキーパーソンが、こういう人が今度はいなくなってしまうと、責任体制がちょっとあいまいにならないのかなと。つまり、報告するか、そういうことだけを代表企業が担う形になっていますね。ですから、あえて専任を置く必要はないにしても、兼任を妨げないという形でも結構なんですけど、統括して責任を持つとか、何かそういう方を代表企業の中に1人担当として持っていただくということを書き込んだ方がいいのかなということで思っていたのですが。ただ、さっきの話では、特にそういうのが必要なのではないかというお話もあったものですから、ちょっとそこら辺、先生の御意見もあろうかと思うのですが、これはどうでしょうか。

○小松専門委員 窓口というか、情報の伝達経路を明確にしておく必要が多分あると思うので、恐らく企業は置かないということは多分なくて、実際にはおやりになるとは思いますが、責任者はだれか決めておかれるというようにした方がいいと思いますね。その人が常駐したり専任である必要はないというだけのことであって、その辺ちょっとあいまいには読めるところもあるので、もう少し明確化された方がいいのかもしれない。要点は、常駐・専任でなくてよろしいということだと思いますので、それははっきりさせればよろしいのではないかと思います。

○中野総務課課長補佐 私どもの方としましても、受注企業さんの方に、窓口はやっぱりやってもらわないと困りますので、それは常駐・専任でなくても構わないですよ。何かあった際、電話でもいいし、どこに連絡すればいいのか、どこか連絡が上がってくるのかということだけはっきりしていれば、問題ないというふうに考えているところがございます。

○稲生専門委員 あともう一点ですが、今度、逆に防衛省様の方の窓口ですが、この5ページの(4)の①の2行目ですね。施設管理責任者で、学校地区、学校地区以外とかあって、結局、各施設ごとに防衛省さんの方は担当者、責任者がいっぱいいらっしゃるという、こういう読み方になるのでしょうか。今度逆に、民間さんから見た場合に、多分、また窓口がいっぱい出てくるということになると思うと、そこら辺の体制は、どこかに見ればわかるようになってきているのか。結局、仕様書を統一しようと思っても、おたくさまの体制がばらばらでは、逆に民間さんの方としてはしんどい部分があるのかなとも思うのですが、そこら辺は今回の仕様書の統一で、何か内部の管理体制みたいなもので整理がされたのでしょうか。

○中野総務課課長補佐 これは、施設の管理自体が学校地区と学校地区以外ということで、

各々やっているところなわけですから、そこは実施企業さんの方に、この施設についてはここですということを受注後御説明するという形で対応させていただきたいと思っております。

○小松専門委員 こうあると、2つ発注元があって、2つそれぞれに対応しなければいけないというふうに恐らく皆さんは読まれると思いますね。2つ書かれているということは。だから、結局、統一的にやろうとしても、報告書も2つ書かなければいけないし、それぞれ別の業務であると多分認識はされると思いますので、やっぱりある程度割高にならざるを得ない要因がこういうところに潜んでいるのかなという気はちょっとしますけれど。できれば、防衛省さんの方でも窓口を一つにさせていただいて、中で振り分けていただくというようなことをされる方が本当はいいのではないかと思うのですけれども、組織の問題が絡むので、なかなか難しいかとは思いますが。

○中野総務課課長補佐 管理責任は残りますので、そこは。確かに、こういう担当官は1名ですけれども、先ほど申し上げましたように、4つの契約機関がもともとありましたよと。その4つの契約機関が各々管理するという面もございまして、そこは私どもがなかなか踏み込めないというのが実情でございます。

○樫谷主査 今のところに関係するのですが、施設管理責任者が学校と学校以外と2人いらっしゃる。施設担当官はお一人だと。これは「等」と書いてありますね。ということは、どういふものをどなたに出せばいいのかということ少し整理してあげないといけないかもわかりませんね。

○中野総務課課長補佐 わかりました。では、その点について、落札した後、受注された方にわかる一覧表をお渡しするような形をとらせてもらいたいと思います。

○樫谷主査 全部出さなければいけないのかという誤解するようなことはないと思いますが、そこを明確にさせていただいたらいいというような気がいたしました。

○中野総務課課長補佐 わかりました。では、御指導のとおり。

○樫谷主査 統括管理責任者は、人を置かなければいけないのでしょうか。一応常勤で。

○小松専門委員 常勤でなくてもいいのですけれども、受ける側は絶対これがないと仕事できませんからやると思うのですね。だから、望むらくは発注側も窓口を一本にさせていただければ話が早いという感じはしますよね。ですから、施設管理の部署は、余り権限を与えられてないことが多いのですけれども、その辺は少し部内で必要性を訴えて、発注する側としても窓口をなるべく少なくして、できれば一つにしていきたいというようなことを発議していただければと思いますので、内部努力になるかとは思いますが、ちょっと申し上げておきたいと思っております。

○中野総務課課長補佐 移行に向けて、そこは入札が終わって、落札者が決定した後、そういうことをなるべく相手さんに負担をかけないような形の措置はとらせていただきます。

○小松専門委員 はい、よろしくお願いたします。

○樫谷主査 迷わなくてもいいようにですね。

○中野総務課課長補佐 わかりました。

○樫谷主査 それから、これは結果的に見ると、情報開示について少し不足があったのではないか。そのために、入札をする方が少し鉛筆をなめるという表現は悪いけれども、少しリスクを感じて高めにせざるを得なかったということがちょっと残念なことなんですけれども、今後、情報開示について、よく直していただいて、これは結構なことなんですけれども、改めてもう一度点検いただいて、もし不足のところがあれば、また、直せないにしても、入札説明会で御説明いただくとか、改めてしていただければと思います。

○中野総務課課長補佐 はい。

○樫谷主査 それから、これがもしまた不落となった場合には、予決令で随意契約をする。そういうことなのでしょうけれども、これは、入札の順序の人と交渉していくということになるのですね。入札者の上位ランクの人から順に交渉をしていくということですか。

○中野総務課課長補佐 総合評価方式で行っていますので、総合評価点が高いところから順次商議を行っていくということでございます。

○樫谷主査 それは、こちらの落札最低価格があったとしたら、そこと交渉をしていくということなんですか。

○中野総務課課長補佐 総合評価点ですので、もともと総合落札ですので、各々の入札金額等の評価点を除算した形の評価点の高い方から。

○樫谷主査 そうということですね。それでも、こんなに安いのではだめだということはあるのですかね。それでも、この価格ではだめだということもあり得るわけですか、理屈としては。

○中野総務課課長補佐 ないことを願っておりますけれども。

○樫谷主査 ないとは言えませんね。

○小松専門委員 ただ、応札した以上は、その金額でやると言っているわけだから、それ以上高くしてくれとは言いきくと思うのですね。

○樫谷主査 いや、そうではなくて、これは防衛省が持っている価格があるわけですね。そこそこに合わせて交渉をしていくわけですね。

○中野総務課課長補佐 それより下という話になります。

○樫谷主査 そうですね。下という話になりますよね。

○中野総務課課長補佐 最終的に、点数だけでなく、基本的には、予定価格を算定しておりますので、その範囲内に収まらないと落札ということになりませんので、それを上限として交渉する形になるかと思います。

○樫谷主査 なるほど、わかりました。ありがとうございました。そういう手続を踏むということですね。

○中野総務課課長補佐 はい。

○樫谷主査 はい、わかりました。

事務局から、何かございますか。今の御指摘いただいたことについての修正なのか、あるいは入札説明会で説明すればいい話ですね。

○事務局 はい。御指摘いただいた1点は、資料提出先があちこちにならないように、このところはちゃんとわかりやすく資料をつくった上で、入札説明会には出すという点。

それから、官側の責任者も、一応2か所に分かれていますけれども、責任者は2人であっても、窓口は一本化するとか、そういうやり方はあると思いますので、そういうところを検討してもらって、入札説明会のときまでには結論を出してもらおうと、そういうことを求めることでよろしいかと思います。

○樫谷主査 事業者の方に統括責任者を置くことはいいと思うので。ただし、常駐である必要はないとか、兼任でいいとか、少なくとも窓口ですね。これを代表企業という抽象的な表現ではなくて、そこの中のだれだれというふうに特定した方が、こちらの方もどこに文句を言っていないかわからないわけですね。社長に言うのかという話になりますので、それはまた難しいと思います。

○中野総務課課長補佐 こちらの方も責任者というか窓口を一本化しますので、受注された方にもどこが窓口かということをはっきりと明確にってもらって、本業務を遂行したいと思います。

○樫谷主査 そうですね。その方が連絡が密にうまくいくのかなという感じがいたしましたので。要らないと言うとちょっとですね。勿論そういうふうには書いてないのですがね。代表企業とだけ書いてしまうと、だれだという話になってきて、まさか社長というわけにいかないで、ひとつよろしくお願いします。

○中野総務課課長補佐 はい、わかりました。

○事務局 そうすると、主語のところで、代表企業のところで、責任となる担当者を置くというような、そういう名前を。そういう感じでちょっと修正をするということでしょうか。

○樫谷主査 はい。

○事務局 では、そこだけちょっと修正をさせていただきます。

○樫谷主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、若干の修正をしていただいて、その上で、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 よろしく申し上げます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきます。

また、防衛省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。本日は、どうもありがとうございました。

（防衛省退席、国際観光振興機構入室）

○樫谷主査 お待たせいたしました。続きまして、「通訳案内士試験事業」の実施状況及び事業の評価（案）につきまして審議を行いたいと思います。

本事業につきましては、平成21年2月から平成23年2月までの2年1か月の契約期間として、民間競争入札により事業を実施したところではありますが、まずは事業の実施状況について、独立行政法人国際観光振興機構総務部小堀総務部長より、10分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○小堀総務部長 独立行政法人国際観光振興機構の試験業務を担当しております総務部の部長をしております小堀でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3をごらんいただきたいと思います。実施状況の概要をまとめさせていただいております。

本事業については、請負業務期間は、平成21年から23年までの2年1か月間にわたりまして、2年度の通訳案内士試験事業を私どもで実施しまして、その間、株式会社ICSコンベンションデザインに請け負っていただいて、試験事業を実施したところでございます。

2ページ目に、2ヶ年度間の部分と、それ以前の、私どもが直接実施した2ヶ年度間の試験の実施状況、出願者や筆記試験・口述試験等、そういう段階別に分けた数値を紹介させていただいております。受験者数については、若干減少傾向にあるというところは見ていただけるかと思っております。

調査項目等、紹介事項がかなりございますので、少しはしおって説明させていただくことになろうかと思いますが、調査項目については、実施要項に定められました20項目程度をそれぞれの以下のページの方で簡単に紹介させていただいております。

調査方法については、私どもの方で、請負事業の実施状況の調査を行ったということで、定量的に評価できるものを抽出して調査をさせていただきました。

まず、括弧5の「調査結果」、3ページの下ですが、①番の座席配置等の問題については、特段のトラブルは発生いたしませんでした。筆記試験と口述試験の配置の例のようなものを4ページで紹介させていただいております。

なお、民間委託した結果の部分で、私どもの評価といたしましては、委託先が、地方組織も含めてかなりネットワークを持っておりましたので、事前視察も含めて、その組織力が貢献し、着実な運営が問題なく円滑にできたというふうな印象を持っております。

試験の会場等については、同じく19年度～22年度まで4年間分について、受験者数とあわせて、会場ごとに紹介をさせていただいております。それは5～6ページということで、筆記試験会場については書かれております。同じく、7～8ページに口述試験については、こちらは3か所でございますけれども、4年間分の会場。当初は、私どもの方が選定した

形で進めてまいりましたが、その後、見ていただきますとわかりますけれども、こちらの情報収集力、試験の実施の実績等で、ICSコンベンションの方が、試験会場の選択についても重要な情報を入手して、必要な会場の確保について円滑に進めていただいたというふうに認識しております。

続きまして、8ページに書かれておりますけれども、④番の部分のところ、19年度について若干のミスがあった部分、私どもの試験を実施した場合のところですが、この試験がかなり複雑な実施の細目になっています。具体的に言えば、免除資格等、いろいろ複雑に書かれておりますので、その部分がなかなか受験者にもわかりにくかったというようなこともありますので、請負事業者の提案等を活用させていただいて、よりわかりやすい『試験施行要領』を作成することができたというふうな部分で評価をしておるところであります。

22年度について、9ページのところで誤入力等のことが書かれておりますけれども、こちらはいずれも補正して問題なく処理しておりますし、むしろ、そうした部分をきちんと点検・確認できる体制にあったということで、こちらの点についても私どもとしては、むしろそういう部分がしっかりと運営されていたというふうな認識を持っております。

その他、項目に応じて、⑦～⑩番に書かれておりますけれども、いろいろな試験、それぞれの調査項目について、問題となった箇所についてはおおむねございませんでした。⑪番目のところで、回収漏れのところで特記させていただいておりますけれども、試験の専門事業者であるということで、その部分の質、試験監督員とか補助員の質が非常に高いという印象を持っておりまして、非常に円滑にスピーディに試験が実施されて、着実な運営に寄与していただいたというふうな認識を持っております。

続きまして、⑬番目でございますけれども、幾つかのマイナーな部分での入力とか、そういった部分を発見されたというようなことが幾つかのところに出てまいりましたけれども、そうした点については、我々の方では、当該事業者の報告も受けておりますし、そうした体制をきちんと組んでいただいているということで、より手厚い体制の中で、問題があった場合には、事前にそうした部分について補正されたというふうに認識しております。

具体的には、⑬番目のところで、そうした部分について、さらに一層、誤入力等とか、より早い時期で発見できるような体制を2年間の中で習熟していただいているということで、問題がより起こりにくいような形での体制をとっていただいているというふうに考えております。

⑳番目のところで経費のことが書かれておりますけれども、2年間分で落札した価格が9,345万ということですが、若干の追加業務や受験者数の減少に伴ってコストの修正が行われておりまして、精算をさせていただいておりますが、この部分については、適正に事業者の方から対応いただいているというふうに認識しております。その結果として、自己評価ということになりますけれども、我々としては、この試験について、2年間少なくとも受験者に迷惑をかけたりとか、いろいろな部分での障害もなく、円滑に試験が実施された

ということで、勿論、今後の課題も若干はあるかもしれませんが、我々として、この試験の運営委託は順調に行われたというふうな認識をしております。

以上、簡単ですが、終わらせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、内閣府の方から、評価（案）について御説明いただきたいと思います。

○公共サービス改革推進室 それでは、内閣府から、通訳案内士試験事業の評価（案）について御説明させていただきます。

1～2ページにつきましては、説明を割愛させていただきます、3ページの「受託事業者決定の経緯」から説明をさせていただきます。

まず最初に、入札参加者は2者で、内1者が必須項目審査において不合格ということで、その後、開札したところ、残る1者は、予定価格を上回っていたため不落となったということで、これを受けまして、機構さんの方で民間事業者へのヒアリングを行ったところ、「多言語での試験問題案の作成」「海外での試験運営」「口述試験委員の確保」の3つの業務については、民間事業者を経験がないと。あるいは、単独実施できる共同事業体で入札する必要があることから、経費を多めに積むことになった等の理由が挙げられまして、これら業務につきましては、監理委員会の議を経て、委託の範囲から外すこととしたということになっております。

それを受けて、再度入札公告を行ったところ、入札参加者は2者で、開札したところ、1者が予定価格の範囲内であったことから落札者を決定したということでございます。

サービスの質の評価につきましてですけれども、機構さんの方から御報告がありましたように、おおむね質の方は達成できたものと評価できます。ただ、願書データや合格者名簿の作成におきまして、数件の誤入力が見られるということで、報告によると、その再点検作業を各工程で実施して、その後の作業工程に大きな影響を及ぼすことがないように努めたことは評価できますが、機構さんの方に聴取したところ、内1件につきましては、受験者からの指摘があるまで発見されなかったことがあったということで、それにつきましては、サービスの質が低下しないように策定したマニュアルをもう一度見直して、作業の点検体制を強化することが必要ではないかと考えまして、5ページの（2）「評価」のところにその旨を記載させていただきました。

一方で、先ほどございましたけれども、初年度に出た課題に基づいて、次年度に改善提案をし、実行するなどは、事業者が複数年にわたる事業を請け負うことの成果ではないかと評価しておりまして、そのことも記載させていただいております。

次に、実施経費についての評価でございますけれども、落札額は9,345万で、その後、追加業務が発生したことによる経費の増額、受験者数減少による経費の減額もございまして、2年間の実施経費は約9,950万円だったということです。これは従来の実施経費、19年度と20年度との比較になりますけれども、約70%に相当しまして、4,200万円の経費削減となっているということで、大幅なコスト削減が達成できているので、これも評価でき

ると書かせていただいております。

6ページになりますが、参考までに、受験者数が19年度からずっと減少傾向にあるということで、受験者1人当たりの経費という比較もさせていただいております。これにつきましても、経費の方は下がってきているという結果となっております。

最後、「評価のまとめ」でございますけれども、これまで申し上げましたように、サービスの質の方はおおむね達成されまして、受託事業者の創意工夫も発揮されていると。また、経費も削減されていることから、良好な成果を残すことができたのではないかと評価できます。

一方で、この事業の実施要項を作成するときに議論された課題がございまして。1つは、電子申請による願書受付は機構さんの方で実施することとなっておりますけれども、願書受付業務について、電子申請と書面申請とで別の者が行うということは効率的ではないのではないかとということが、実施要項作成時、委員から指摘されまして、次期事業を実施する際には、それを一括して請け負わせることも検討すべきではないかと考えております。また、今回、2年1か月ということで、実施期間がやや短かったと。次期事業においては、初期投資の平準化等の観点からも、少なくとも3年以上という期間を設けてやることを検討すべきではないかというような意見が出されておりました。次回、民間競争入札を実施する際には、これら課題について検討をしまして、より効率的・効果的な事業が実施できるように仕組みをつくる必要があるのではないかとということで書かせていただいております。

最後、「今後の方針」でございますけれども、本事業につきましては、平成23年度も現試験制度のもと実施される予定でございますけれども、平成22年度より、国土交通省観光庁に設置されました「通訳案内士のあり方に関する検討会」で、通訳案内士制度の見直しの検討が行われておまして。23年度からは、「通訳案内士試験ガイドラインの見直しに係る検討会」の開催が予定されていると伺っております。

今後、試験制度が変更される可能性があり、かつ、その変更時期がまだ定まっていないことから、今、複数年度にわたって契約をすることは困難な状況であることをかんがみまして、当面、民間競争入札の実施は見送りまして、今後、試験制度の変更内容とか、時期が確定した時点で、再度検討することを今後の方針とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明いただきましたことにつきまして、何か御意見・御質問はございますか。

いかがですか。

私の方も特にないのですが、受験者数が減っているのは、受託者の責任ではないと、こう考えてよろしいわけですね。全く問題ないということですね。

○小堀総務部長 はい。我々と直接的には関係ありません。

○樫谷主査 それから、内閣府の方でまとめていただいた総括のところ、電子申請もま

とめてやったらいいのではないかということとか、2年でなくて、3年で平準化ができていいのではないかというようなことについては、機構としては、どのように思われますか。

○小堀総務部長 電子申請を一括で委託できればというのは、我々も当然そういう考え方もありましたので、今年度からは、そうしたような形での実施に変更いたしました。それも、また、事業所のノウハウもより高められますし、一括して点検できるというような利点があるかと思っておりますので、そうした書いていただいたことも、私どももそのような方向で取り組んだ次第であります。

○樫谷主査 十分貢献いただくということで。ただ、今回は、試験制度が変わるということもあって、市場化テストの方式ではなくて、別の方式で当面やるということですね。

○小堀総務部長 はい。勿論、引き続き競争入札という考え方で、複数の事業者から応札を受けた形で、前年と同様な形での入札は、我が方も取り組んでいるところであります。

○樫谷主査 わかりました。

事務局の方から、何かありますか。

○公共サービス改革推進室 私どもからはございません。

○樫谷主査 わかりました。

それでは、内閣府におかれましては、本日の審議を踏まえまして、本評価（案）につきましまして、国際観光振興機構とさらに協議を行っていただき、その結果を当委員会まで御報告いただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等につきましましては、私に一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○稲生専門委員 よろしく申し上げます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しましては、今後、私の方で調整を進めたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了いたします。

なお、次回開催につきましましては、事務局から追って連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。